学校における働き方改革のための

業務改善計画

（第３期）

令 和 ６ 年 ８ 月
（令和８年６月一部改訂）

根室市教育委員会

目　　次

Ⅰ　はじめに	P, 1
Ⅱ　これまでの取組の成果と課題	P, 1～4
Ⅲ　業務改善計画（第３期）の基本的な方針	P, 4～7
（１）業務改善計画の性格	
（２）目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間	
（３）教育委員会及び学校の役割	
（４）保護者や地域住民等への理解促進	
（５）学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進	
Ⅳ　業務改善計画（第３期）の具体的な取組	
Action１　校務の効率化と役割分担の推進	
（１）ＩＣＴの活用による校務効率化の推進　**重点**	P, 8・9
（２）保護者・地域等との連携協働　**重点**	
（３）専門スタッフ等の配置促進	
Action２　部活動指導に関わる負担の軽減	
（１）部活動休養日等の完全実施　**重点**	P, 10・11
（２）指導・運営に係る体制の構築	
（３）大会等に係る負担の軽減	
（４）部活動の地域展開	
Action３　学校運営体制の見直しなどによる改善	
（１）教頭の業務縮減　**重点**	P, 11～14
（２）学校行事の精選・重点化	
（３）適切な教育課程の編成・実施	
（４）適切な勤務時間の管理等	
（５）「チーム学校」としての取組の推進	
（６）若手教員への支援	
（７）学校の組織運営に関する見直し	
Action４　意識の変容を促す取組	
（１）働き方改革の意識を高める取組の推進　**重点**	P, 14～16
（２）ワークライフバランスを意識した働き方の推進	
（３）働き方改革に関する研修の実施	
（４）これまでの取組の着実な推進	
Action５　学校サポート体制の充実	
（１）メンタルヘルス対策の推進等　**重点**	P, 17・18
（２）トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	
（３）調査業務等の見直し	
（４）研修・会議の精選・見直し	
（５）学校が作成する計画等の見直し	
（６）教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等	
（７）勤務時間外における電話対応の見直しの促進	
学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項	P, 19

Ⅰ　はじめに

○　３年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に加え、地球規模で進む気候変動やＤＸ・ＧＸの進展など、社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつあると言われる一方で、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしています。

○　このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。

○　そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められています。

○　一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

○　学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要があります。

○　こうした中、令和７年（2025 年）６月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員の服務を監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。

Ⅱ　これまでの取組の成果と課題

○　根室市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、平成 30 年(2018 年) ７月に、「学校における働き方改革のための業務改善計画」を、令和３年(2021 年) ７月には、「学校における働き方改革のための業務改善計画（第２期）（以下「前業務改善計画」という。）を策定し、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。その主な取組の成果と課題は次のとおりです。

(1) 前業務改善計画に基づく取組の実施

前業務改善計画では、「働き方改革手引「Road」（以下「手引」という。）の積極的

な活用」「ＩＣＴを積極的に活用した業務等の推進」など６項目を重点取組として、項目ごとに目標指標を掲げ、取組を推進してきました。その結果、各指標ともに改善が見られ、これらの取組の一定の定着が図られています。

【前業務改善計画に掲げた重点項目の進捗状況】

重点項目	Ｒ６年５月実施率
＜働き方改革手引「Road」の積極的な活用＞ コアチームの設置等、働き方改革手引「Road」の積極的な活用を行っている学校の割合	100％
＜ＩＣＴを積極的に活用した業務等の推進＞ ＩＣＴを活用して授業等を行っている学校の割合	100％
＜地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進＞ 保護者・地域に対する、働き方改革への理解や協力を求める取組を実施している学校の割合	100％
＜部活動休養日等の完全実施＞ 部活動休養日を設定・実施している学校の割合	100％
＜在校等時間の客観的な計測と記録＞ 在校等時間等の客観的な計測・記録を行っている学校の割合	100％
＜メンタルヘルス対策の推進等＞ 衛生推進者の選任・ストレスチェック等、メンタルヘルス対策の推進を行っている学校の割合	100％

(2) 学校におけるＩＣＴ環境の整備

国の「ＧＩＧＡスクール構想」により、学校における高速大容量のネットワーク環境整備の推進と、子ども一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すことが示され、さらに、令和２年(2020 年)２月以降における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急時においても、ＩＣＴの活用により子どもたちの学びを保障する環境の実現を目的として、「１人１台端末」の計画が前倒しされるなど、学校におけるＩＣＴ環境の整備が進み、個別最適な学びや協働的な学びの充実が図られるとともに、遠隔授業やオンライン学習の実施など、ＩＣＴを活用した教育活動が広がり、学びのスタイルが大きく変化しました。

こうした中、校務を効率化し、事務作業時間の削減を図るため、ＩＣＴを積極的に活用し、自動的かつ継続的なデータ取得や情報共有の即時化、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業の実施など、業務等の一層の改善が求められています。

国では、令和５年(2023 年)３月の「ＧＩＧＡスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」の提言に基づき校務のデジタル化を推進しており、こうした国の動向を踏まえながら、校務の効率化や教育データの利活用に取り組む必要があります。

(3) 部活動の地域移行

部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであり、この取組は、学校における働き方改革を推進

し、学校教育の質の向上にもつながるものであります。

教育委員会では、令和５年３月に北海道教育委員会が策定した「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を踏まえ、中学校（義務教育学校後期課程を含む）の休日における部活動の地域クラブ活動への移行について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の移行を目指すこととしております。

(4) 教育職員に係る時間外在校等時間（超過時間）の状況

労働安全衛生法の改正により、勤務時間の管理が明確化されたこと等を踏まえ、校長や服務監督権者である教育委員会に求められる責務として、各学校においては勤務時間の把握・計測が行われています。

教育委員会では、前業務改善計画の目標として、教育職員の時間外在校等時間の目標を１か月で 45 時間以内、１年間で 360 時間以内としていますが、目標の達成には至っていない状況です。

【令和５年度　時間外在校等時間が 45 時間以内の教育職員の割合】



【令和５年度　年間の時間外在校等時間の状況】

学校種	教職員数	うち年間360時間以内の職員	職員平均在校等時間	年間360時間を超過する職員
小学校	132 名	65 名（49.24%）	359:48　h	67 名（50.76%）
中学校	95 名	45 名（47.37%）	399:38　h	50 名（52.63%）

※職員数には、育休等により勤務のない者は含まない。

(5) 取組の総括

教育委員会においては、前記の取組のほか、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備や、勤務時間を意識した働き方改革の推進、特別支援教育支援員、介助業務員等の専門スタッフの配置による学校サポート体制の充実などに取り組んできました。

道教委が行った北海道アクション・プラン取組状況調査の結果から、働き方改革の取組が着実に定着している様子がうかがえる一方で、勤務実態調査等の結果からは、教員の時間外在校等時間の状況には一定の改善が見られるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況となっています。

その背景には、これまでの取組が必ずしも教員一人一人の意識や働き方の変容に結び付いておらず、学校以外が担うべき業務や教員が担う必要のない業務に係る役割分担、教員の負担軽減が可能な業務の見直し・簡素化が十分に進んでいないといった課題があ

るものと考えられます。
　加えて、全国的な教員不足などが課題となる中、中央教育審議会では令和５年(2023年)５月に「質の高い教師の確保特別部会」を設置し、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策についての検討を進め、同年８月には、同特別部会から「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（以下「緊急提言」という。）が示されました。
　また、国が令和５年(2023 年) ６月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても、教師が担う業務の適正化等をはじめとした「質の高い公教育の再生等」が、経済社会の活力を支える教育・研究活動推進のための取組として盛り込まれています。
　そのため、今後においても、これまでの取組を継承しつつ、緊急提言などを踏まえ、更なる改善・充実を図り、道教委と市教委、各学校とが緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に、実効性のある取組を進めていく必要があります。

Ⅲ　業務改善計画（第３期）の基本的な方針

○　学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」です。

○　教育委員会ではこれまで、前業務改善計画に基づき学校における働き方改革を進めてきましたが、依然として目標の達成には至っていない状況であり、働き方改革の理念を実現するため、前業務改善計画策定以降の教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえた新たな業務改善計画を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していきます。

(1) 業務改善計画の性格

業務改善計画は、改正後の給特法第８条第１項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和７年文部科学省告示第 114 号。以下「国指針」という。）に即して定め、同法第８条第３項に基づき総合教育会議に報告するものであります。

併せて、国指針第２章第１節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」（昭和 46 年北海道条例第 61 号。以下「給特条例」という。）第８条及び「教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則」（令和２年北海道教育委員会規則第３号。以下「教育委員会規則」という。）
第２条第３項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであります。

(2) 目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第１章第３節(2)及び第３章第２節(1)に基づき、根室市立学校管理規則第１３条の２に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定します。

【目　標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を１か月で 45 時間以内、１年間で 360 時間以内とします。
※　全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和 11 年度までに、教育職員の１か月当たりの時間外在校等時間の平均 30 時間程度」の実現を図る。

【目指す姿】

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進。

【重視する視点】

改革を『自分事』に	ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長
『自走』するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築
地域との『協働』	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

【重点的に実施する取組】

①ＩＣＴの活用による校務効率化の推進
②保護者・地域等との連携協働
③部活動休養日等の完全実施
④副校長・教頭の業務縮減
⑤働き方改革の意識を高める取組の推進
⑥メンタルヘルス対策の推進等

※目指す姿や重点的な取組の進捗状況を把握するため、別に指標を設定する。

【取組期間】

令和６年度から令和８年度までの３年間とし、教育委員会、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組みます。

ウェルビーイング

○身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。（第４期教育振興基本計画より）

教員のウェルビーイングを高める主な要素

学校の仕事が楽しい　心身が健康である　生徒との信頼関係　子どもの成長を実感
教育に意欲を感じる　職場の居心地が良い　保護者や地域とのつながり

(3) 教育委員会及び学校の役割

ア　教育委員会の役割

- 学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、適切に指導します。
- 学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施します。
- 毎年度、学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施します。
- 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

イ　学校の役割

- 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進します。
- 校長は、業務改善計画に掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、「Road」や国の「働き方改革事例集」等を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

(4) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠であります。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要であります。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、学校運営協議会において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより積極的なコミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努めます。

(5) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

教育委員会、学校は、国指針で改めて示された「学校と教師の業務の３分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努めます。

業務の適正化の推進にあたっては、「３分類に基づく 19 項目の業務や業務改善計画の具体的な取組も参考に、教育委員会、学校のそれぞれが役割を果たしながら、取組を進めます。

【学校と教師の業務の３分類】

学校以外が 担うべき業務	教師以外が 積極的に参画すべき業務	教師の業務だが 負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

Ⅳ　業務改善計画（第３期）の具体的な取組

Action１　校務の効率化と役割分担の推進

(1) ＩＣＴの活用による校務効率化の推進　**重点**

《教育委員会・学校》

各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してＩＣＴを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図ります。

《教育委員会》

- 道教委の取組を参考に、校務の効率化を図るとともに、ＧＩＧＡスクール構想や学校ＤＸを推進します。
- 学習系の各システムや校務支援システムは、将来的な各システム間での相互運用を踏まえた導入を検討します。特に校務支援システムについては、職員の異動により校務のＩＣＴ環境の変化による業務負担が生じないよう、計画的に整備します。

《学校》

- 上記、教育委員会の取組を踏まえるとともに、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、クラウド上の教材の教員間での共有、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進めます。

(2) 保護者・地域等との連携協働　**重点**

《教育委員会・学校》

- 国指針で示された業務の３分類を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら、役割分担や業務の適正化を推進します。

《教育委員会》

- 保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、学校の業務の実情や働き方改革の各種取組について、積極的な広報及び情報提供を行います。
- 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」など、地域の実情に応じた効果的な活動を促します。
- 学校における働き方改革を含む教員を取り巻く環境整備について積極的に総合教育会議で検討するなど、首長部局と教育委員会が一体となって学校における働き方改革の実効性を高める取組を推進します。

《学校》

- 保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間についての情報と併せて、日頃から、学校の取組などについて幅広く情報発信するなど、情報の共有に努めるとともに、学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校便りやホームページで公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知します。
- 学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進めます。

(3) 専門スタッフ等の配置促進

《教育委員会》

- 特別支援教育支援員等の支援スタッフの配置。
- 教育の充実に向けた学校内外における多様な学びの確保に向け、地域と連携しながら企画・運営など教員の取組を支援する地域連携推進員の配置。

Action２　部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施　**重点**

《教育委員会》

・　「北海道の部活動の在り方に関する方針」（以下「方針」という。）を踏まえ、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進めます。

・　部活動の活動時間は、長くとも平日２時間程度、休日３時間程度、週当たり 11 時間程度の範囲内が原則であって､必要に応じて勤務時間の適切な割振りを行うことなど、その趣旨の徹底を図ります。

○ 方針（概要）

①　部活動休養日の実施
・学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とするよう努める。

②　部活動の活動時間
・１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、休日は３時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とする。

《学校》

・　方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に基づいて設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間等について、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底します。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

《教育委員会》

・　教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

《学校》

・　学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とします。
・　特定の教員に部活動指導業務が集中することがないよう、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図ります。
・　関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図ります。

(3) 大会等に係る負担の軽減

《教育委員会》

・　学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大

会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請します。

《学校》

・　部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査します。

(4) 部活動の地域展開

《教育委員会》

・　「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」により、原則として、計画期間内（令和８年度～令和 13 年度）に、市立中学校等の休日の全ての部活動において地域展開の実現を目指します。

《学校》

・　生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、教育委員会の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働します。

Action３　学校運営体制の見直しなどによる改善

(1) 教頭の業務縮減　**重点**

《教育委員会》

・　学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進めます。

①　学校への調査について、必要性と手法の妥当性を検討するとともに、廃止を含め調査業務の見直しや簡素化などの取組を進めます。
②　学校に関する業務について、各校長会や教頭会等との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、縮小や簡素化を検討します。
③　新任の教頭向けのリスクマネジメントや学校におけるいじめの問題への対応のポイント、学校安全活動の推進など、教頭の中心的な業務に関する支援を行います。

・　教頭の職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減策についても検討を進めます。

《学校》

・　校長は、組織的な学校運営を行うに当たり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備します。

・　管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図ります。

【参考事例紹介】

・定例の管理職員の打合せや職員会議前の打合せを廃止。
・主幹教諭や学年主任、教務部長等のミドルリーダーが機能する学校組織体制を整備し、組織的な経営参画を図る。
・受信メール等の印刷やデータ処理、職員の休暇処理、電子キーの管理など、事務職員との役割分担の見直し。
・管内で文書のデータを保存するルールを統一化し、異動後においても教頭間の引継ぎや検索を容易とする。
・管内で横の連携をつくり、互いの働き方について情報共有や改善につなげる。

(2) 学校行事の精選・重点化

《教育委員会》

・　各学校における行事の見直しが適切に行われるよう必要な指導・助言を行います。
・　学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行います。

《学校》

・　それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図ります。
・　学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会等を通じて共通理解を図ります。
・　カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動について、例えば、理科における野外観察や社会科における見学といった調査活動など、その目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めます。
・　学校行事等の準備・運営について、教員業務支援員等と連携するなど、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進めます。

(3) 適切な教育課程の編成・実施

《教育委員会》

・　標準授業時数を大きく上回った（小・中学校等は年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行います。

《学校》

- 各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントします。
- 授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫します。

(4) 適正な勤務時間の管理等

《教育委員会》

- 各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行います。
- 各学校に対し、やむを得ず「超勤４項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行います。

《学校》

- 校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定します。
- 校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保することができるよう取り組みます。

(5) 「チーム学校」としての取組の推進

《教育委員会》

- 引き続き手引や国の「働き方改革事例集」を積極的に活用するよう促します。

《学校》

- 手引を活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮します。
- コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図ります。
- 明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるに当たり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取り掛かれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高めます。
- 校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組みます。
- 国の「働き方改革事例集」や他県等の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進します。

(6) 若手教員への支援

《教育委員会》

・　若手教員が学校単位を超えて悩みを共有できるよう、初任段階教員研修等の機会等を活用し、教員同士が学校の状況や情報交換を行えるコミュニケーションの場を設置するほか、働き方改革の観点も含め、指導主事等による指導・助言を受けられる機会を設けます。

《学校》

・　若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援します。

(7) 学校の組織運営に関する見直し

《教育委員会》

・　学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行います。

《学校》

・　設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図ります。

Action４　意識の変容を促す取組

(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進　**重点**

《教育委員会》

・　これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進めます。
・　学校訪問の際に、働き方改革を進める上でＰＤＣＡサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導します。
・　働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映します。
・　管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図ります。

《学校》

・　校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定します。

・　校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど､学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進めます。
・　管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図ります。

　特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促します。
・　時間外在校等時間が 80 時間を超える職員又は直近２～６か月間のいずれかの平均で 80 時間を超える職員については、産業医による面接指導を管理職から徹底するとともに、その結果を踏まえて業務改善を行います。

【参考事例紹介】

・「自己申告シート」を活用し、各自の具体的な目標、取組状況を確認させることで、長時間勤務の縮減や業務の効率化に対する職員の意識の向上を図る。
・退勤時刻を掲示する自己申告ボードを設置することにより、退勤時刻から逆算して、業務の内容や順番を考えるよう促すとともに、退勤しやすい雰囲気を醸成する。
・年間及び学期ごとの「タイムスケジュール」を作成することにより、中期的、長期的に何をすべきか見通しを持ち、計画的に業務を行う意識の向上を図る。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

《学校》

・　学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進めます。

①　月２回以上の定時退勤日の実施
②　年２回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施
③　15 日以上の年次有給休暇の取得促進

・　保護者の理解を得た上で、１週間のうち平日１日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定するなど、定時退勤の徹底を図ります。
・　管理職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進めます。
・　管理職員は、女性の活躍推進の観点から、男性の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動します。
・　管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支

援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとします。

(3) 働き方改革に関する研修の実施

《教育委員会》

・　市や地区単位で実施する研修等の機会に、働き方改革に関する研修を計画します。

《学校》

・　業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を計画します。

(4) これまでの取組の着実な推進

ア　長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

《教育委員会・学校》

・　心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教職員が休養を取りやすい環境を整備します。

イ　在校等時間の客観的な計測・記録と公表

《教育委員会・学校》

・　「出退勤管理システム」を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録します。なお、校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努めます。

　また、教育委員会は教育職員の在校等時間等を適宜、公表します。

・　各市町・地区ごとの校長会議などにおいて、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促します。

《学校》

・　校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行います。

Action５　学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進等　重点

《教育委員会》

・　労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど、学校職員のメンタルヘルス対策を推進します。

《学校》

・　校長は、職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる職員がいる場合は産業医等に報告します。
・　校長は、時間外在校等時間等が一定時間を超えた職員に対し、産業医等による面接指導を実施します。
・　校長は、ストレスチェックを活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組みます。

(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

《教育委員会》

・　学校のみでは解決が難しい課題への対応を支援するため、学校運営を支援する体制を整備します。
・　学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化します。

(3) 調査業務等の見直し

《教育委員会》

・　調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮します。
・　道や各種団体等から発出される文書を精査し、学校で共有する必要がないものは学校に送付しないなど、文書関連業務の縮減を図ります。
・　各種団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動の案内等の家庭向け配布物について、当該団体に対し、学校の負担軽減に向けた協力を要請します。

(4) 研修・会議の精選・見直し

《教育委員会》

・　教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討します。
・　特に情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンラインでの開催を徹底します。

(5) 学校が作成する計画等の見直し

《教育委員会》

- 各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行います。
- 学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行います。
- 各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進します。
- 学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、ＰＤＣＡによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示します。

(6) 教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等

《教育委員会》

- 教諭等、養護教諭、栄養教諭及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に自主的・主体的に校務運営に参画できる環境整備に努めます。

(7) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進

《教育委員会》

- 学校と連携し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性と意義を発信し、学校への勤務時間外の電話連絡等を控えるよう理解・協力を得る取組を推進します。
 （根室市立学校　全校に留守番電話を導入済　令和６年６月）

○勤務時間外における留守番電話・専用アプリ等による連絡対応整備率(R5.9)
　市町村立学校　６３．７％

（出典）道教委「令和５年度学校における働き方改革北海道アクション・プランに係る取組状況調査」

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

(1)　時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。
　この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

(2)　教育委員会及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。

(3)　教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
　なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ること。

(4)　本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。
　教育委員会及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めること。

(5)　教育委員会及び校長は、過重労働による健康障害を防ぐため、産業医等による面接指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努めること。